

## 税制調査会（第22回総会）議事録

日 時：平成31年4月24日（水）13時00分～14時49分

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

### ○中里会長

それでは、第22回税制調査会を開会します。

本日は、鈴木財務副大臣に御出席いただいております。よろしく申し上げます。

### ○鈴木財務副大臣

よろしく申し上げます。

### ○中里会長

では、本日の議題について、御説明いたします。

本日は、三つ。具体的には海外調査、連結納税制度及び納税実務、この三つを議題といたします。

第一の海外調査に関しては、前回の総会で委員の皆様から御了解をいただいたところですが、出張予定の先生方より、準備状況を御説明いただきたいと思いますと思っております。

第二に連結納税制度に関しまして、専門家会合がこれまで三回開催されたところですが、議論の状況について、座長である田近委員から御報告をいただこうと思っております。

三つ目に納税実務に関して、今後の取組みの方向性等について事務方から御説明を受け、委員の皆様のお意見、御質問をいただきたいと思います。本日は内閣官房のIT総合戦略室からも御出席いただいておりますので、オンライン・ワンストップ化の政府全体の取組み状況等について、御話を伺えればと考えております。

なお、本日もペーパーレス会議とさせていただきますので、御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、ここでカメラの皆様は御退室をお願いいたします。

（カメラ退室）

### ○中里会長

それでは、議題に入りたいと思います。

前回の21回総会で委員の皆様から御了解をいただいた海外調査についてですが、御手元の資料の総22-1にあるとおり、派遣する委員としては、様々な委員の皆様のお都合なども考えまして、北米、アメリカ、カナダについては田近委員と土居委員、ヨーロッパは岡村委員と赤井特別委員とさせていただきますと思います。メンバーの先生方におかれては、よろしく申し上げます。

それでは、準備状況について、簡単に御説明いただきたいと思います。北米の調査については、土居委員より御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## ○土居委員

この度、北米班のメンバーとして役割を拝命しまして、しっかり調査してまいりたいと思います。これまでも海外調査に向けて田近委員、事務局とともに打合せや調整を重ねてまいりました。現時点で御報告できるところを少し御報告させていただきたいと思いますが、まず諸外国、特に我々はアメリカ、カナダにまいりますが、アメリカ、カナダにおける老後の生活等に備える資産形成をめぐる経済社会環境や公的年金、私的年金、非課税貯蓄、投資制度などの制度の詳細、実際の利用状況などを主に調査したいと考えております。

働き方が多様化する中で、加入する年金制度や老後の資産形成の支援をどのように工夫しておられるかというところを特にアメリカ、カナダでは中心に見てまいりたいと思っております。

我が国の状況を考えますと、働き方の多様化への対応という横軸だけでなく、一人の生涯という縦軸も見据えながら調査をしてまいりたいと思っております。具体的には、年金の拠出段階、給付段階に、それぞれにおいて税制上の支援のあり方が就労形態や所得階層によってどのようになっているかというところを実際に聴取してまいりたいと思います。

そうした点を視野に入れながら、大きな視点で各国において、どのような社会背景から現在の私的年金制度などが形成されてきたかということも確認してまいりたいと思います。例えばアメリカでは御承知のように終身雇用という形態は少なく、むしろ雇用の流動性は日本よりも大きいということですので、私的年金のポータビリティが発達しております。そういう背景の中で、企業年金への要求も従業員の中では非常に高いと仄聞をしております。

また、カナダでは、企業年金、個人年金と制度横断的な非課税拠出という共通枠を設けておりまして、どのような議論を経てこのような形になったのかというところをヒアリングしてまいるとともに、評価をどのようになさっておられるのかというところも、なかなか机上調査では把握しにくいところがございますので、しっかり現地で議論をし、聴取をしてまいりたいと思っております。

## ○中里会長

土居委員、ありがとうございました。

次に、欧州の調査について、赤井特別委員から御説明をお願いします。

## ○赤井特別委員

欧州班について、現在の状況を御説明したいと思います。

欧州班は、フランス、ドイツ、イギリスにまいります。欧州班は岡村委員と一緒になのですが、お互い関西ということで、これまで大阪で打合せを行うなどして調整をしております。

所得課税について、既に土居委員もおっしゃられていたのですが、加えるとすれば、

非課税制度の上限など公的年金の控除上限、最終的な上限があるわけですが、それがどのように各国で歴史的に設定されてきたのか。また、その上限も所得などに応じて変わるとすれば、特に再分配的な機能も入っていますから、その辺りの個々人の貯蓄を促す面と、最終的に再分配をどのように行っているのかという視点から、調べても分からないような裏側も調べてこられたらと思います。

私的年金への支援を考えるわけですが、公的年金との関係もしっかりと調査をしてまいりたいと思っており、私的年金の規模が小さいフランスやドイツなどで公的年金制度を行う上で、財政、税制の規模、持出しなど関係性です。税をどの辺りに設定して、どこまで下げるのかという。もともと設定が低ければ、設定段階で下げているとみなせますから、絶対的なところと配慮している部分との違いなどに着目しながら見ていきたいと思っておりますし、私的年金への税制支援は、イギリスでは大きいわけですが、その分、公的年金の規模は小さいことの背景がどのようになっているのかというところを見たいということです。

新たに欧州班でもう一つ加えて調査をしてみたいと思っている部分が資産課税でして、これはフランス、ドイツが特に日本に制度上近いこともあり、資産課税に関して老老相続が一層進んでいる現状を踏まえて、資産移転の時期の選択、つまり、いつ資産を次の世代に引き継ぐのが中立的なのかということ、例えば相続税よりも贈与税の方が低ければ事前に渡す方が結局税金を節約できるという部分が起きていたりなど、そのような意味で、より中立的な制度はどうあるべきか。

その観点から、海外、フランスやドイツで制度化されています、一定期間、累積贈与額を相続税と合算して課税することによって、どの時点で相続というか、次の世代に遺産を渡したとしても税金額が変わらないという意味で、税を課す前と比較して、課した後も活動といいますか、生活への影響が中立的になるような制度、その制度を海外がどのように設定してきているのかというところ、時代背景も含めて調査していきたいと思っております。

#### ○中里会長

赤井特別委員、ありがとうございました。

海外調査については前回の総会でも議論いただいたところですが、委員の皆様から何か追加でございましたら御意見等をお願いします。

井伊委員、どうぞ。

#### ○井伊（雅）委員

今までの会議でも何度か出たのですが、カナダとイギリスに関してペンション・ポットという方式が導入されることによって、制度を簡素化して低所得者の積立でも促したということですが、制度を導入して既に10年以経っていますので、具体的にどういった効果があったのかを是非お知らせいただければと思います。

赤井特別委員からも今、丁寧な説明がありましたが、企業年金と個人年金に関して、

共通の非課税枠を用いて、公的年金は薄くなってきているということですが、カナダや英国の社会保障制度と日本の社会保障制度を比べて大きな違いは、日本は全世代型の社会保障と言いながら、税制も社会保障制度もユニバーサルな取組みが行われていない点が非常に多いと思います。

具体的には、例えば医療に関して、カナダもイギリスもユニバーサル・ヘルス・カバレッジなのですが、日本と大きく違うのは、自己負担が無料で、癌になっても一生、自己負担無料で医療を受けられるのですが、その代わり、優先度や緊急度に応じて国が税金でもって面倒を見るべき医療を厳しく定義をしていて、それ以外を民間保険が対応するという形になっています。

つまり、ユニバーサルな取組みというのは、どこまで公的でみて、どこから民間でみるというハードデシジョンを伴うものですので、その辺り、特に医療の場合、国や歴史や文化によって背景が全く違いますので、そういう細かい制度論ではなくて、ユニバーサルという背景にある哲学のようなものも是非機会がありましたら、特にイギリスとカナダに関して関心がありますので、お願いしたいと思います。

#### ○中里会長

貴重な御指摘、ありがとうございます。

それでは、高田委員、お願いします。

#### ○高田委員

今回、こういう形で先生方が海外調査をなさってくださるということは大変時宜にかなったものではないかと思っています。

私も今、金融審議会に出ているのですが、市場ワーキング・グループの中で高齢化を中心とした資産形成をめぐる論点というのをちょうど扱っているところでもあり、もちろん、今回のこのような視察は税が中心ですが、この問題、社会保障や年金など、いわゆる厚労省行政とも関係があります。それから、資産形成の観点では、金融庁を中心とした議論と非常に連携しているところでもありますので、そういう意味では、幅広い視点から、いろいろ御教示いただければと思うところです。

特に今、今回も税調の中で議論がありました。IRA制度を中心とした個人の退職勘定、もしくは非課税枠というのでしょうか、こうした議論は今後も非常に重要なところになると思いますし、また、今、財産形成のところでは、NISAなどはイギリスのISAがベースになっているということもあります。先ほど先生方から話もありましたように、こうした税が絡む様々な論点というのは公的な公助、自助、共助というのでしょうか。こうしたものが非常にどのように一体化されて、また、どのような思想の背景のもとになっているのかといったところを当然各国の事情、もしくは高齢化の度合いも違うのだらうと思うのですが、これらの点がちょうど議論の対象にもなりますので、ぜひ御教示いただければと思います。こうした事情から我々も非常に楽しみに思っている次第です。

○中里会長

ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。よろしいですか。

ほかにも何か御意見、こういうものを調べてほしいなど御要望等ございましたら事務局にお寄せいただければと思います。皆さん、張り切ってらっしゃいますので、時間の許す限り徹底的に調査していただきたいと思いますから、何でもおっしゃってください。よろしく願います。

それでは、海外調査について、今、御説明いただいた方向で準備いただいて出張に臨んでいただければと思います。よろしく願います。

それでは、この海外調査に関連して、委員の皆様に一点、御相談したいと思います。

これは昨年の税制調査会でも申し上げておりましたが、今回の海外調査の主なテーマである老後の生活等に備える資産形成に関して、調査すべき内容が年金税制や金融税制にとどまらず、それらに関連する公的年金制度や私的年金制度と広範に及ぶこと等を勘案すれば、総会での議論の前に、昨年設置した納税環境整備に関する専門家会合あるいは連結納税制度に関する専門家会合と同様、まず少人数の皆様からなる専門家会合を開催し、外部の方の御意見もお聞きしながら議論の素材を前もって整理してはどうかと考えているところです。この点、皆様、いかがでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○中里会長

ありがとうございます。

この問題については、このようなことに非常にお詳しい、神野会長代理に座長をお引き受けいただいております。

神野会長代理、よろしいでしょうか。

○神野会長代理

はい。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、座長は神野会長代理にお願いすることとして、メンバーの構成や具体的な進め方についても神野会長代理と私で相談しながら検討させていただければと考えていますが、この点もよろしゅうございますか。

(首肯する委員あり)

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、この専門家会合、そのような方向で進めさせていただきたいと思います。

さて、次に連結納税制度に入りたいと思います。専門家会合における議論の状況に

ついて、座長の田近委員から御報告を頂戴したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

### ○田近委員

それでは、資料22-2説明資料「連結納税制度に関する専門家会合」をもとに、これまでの専門家会合の様子を紹介させていただきたいと思っております。

2ページに目次がありますが、まず専門家会議の設置の目的、課題、これまで三回行ってきた内容。最後のページにメンバーのリストがありますが、これは最後に紹介させていただきたいというか、我々の内部の委員以外にも何人か加わっていただいて、非常に積極的に、また貴重な御意見をいただいております。そのことを一言、お伝えしたいと思っております。

早速ですが、専門家会議の設置ということで4ページになります。

この総会で、こういう課題を議論してほしい、あるいはこういう課題があるということを描いていただいたわけですが、4ページで我が国企業のグループ経営の実態に即した連結納税のあり方について議論が必要だ。最初は、これまで連結は完全支配関係にある企業グループですが、その中で親法人が全てを仕切っているわけではないのだ、必ずしもそうではない。その中で分権的な動きもいろいろあることから、制度を簡素化する観点から見直してはどうかということを描かれました。

もちろん、日本の企業グループがより一層、国際競争力を発揮できることにつながるものでなければいけない。

重要な指摘の一つとして、企業の事務負担の観点から、実際、企業の税務申告の実務も考慮して検討を進める。伴って租税回避の防止も重要です。議論の進め方としては、全部やり直すことにならないということもありますが、現在の完全支配関係ということ为前提に進めたいというところで、あとは委員のほかにも専門家の方にお集まりいただいたということです。

次に、第一回、第二回、第三回とやってきた内容の簡単な説明に入りますが、第一回が去年の11月7日のことです。これはこれから言いますが、アジェンダを設定したということになります。

第二回が経団連の小畑本部長から、連結納税の実態の話をしていただいて、日立的濱田本部長から、実際、日立における企業再編と絡めて連結納税がどう生かされたかという話を伺いました。それから、国税庁からヒアリング。財務省から資料を提出されて議論した。

ここで大体、何をこの場で議論するかということを描きまして、第三回は、ヒアリングとして太陽有限責任監査法人の梶川会長から、これは小規模の企業の連結納税についてお話をいただいて、今日、これからお話しする連結納税に関する柱の一つとして企業再編税制との整合性について議論した。

四回目以降は、これから御説明しますが、いろいろ会社がある中で、親会社、子会

社の中で、そこで所得や税額をどのように調整するか。そのようなことをこれからまとめたいということです。

次に第一回会合について、その内容が7ページです。ここに専門家会合で何を議題にしているかということが書かれているので、それを説明したいと思います。上の枠に、少し省かせていただきますが、完全支配関係にある企業グループにおける損益通算を可能とする基本的な枠組みは維持する。つまり、子会社間、親会社を含む企業間の損益通算を前提として、制度の簡素化や中立・公正性の観点から検討を行う。何を行うか。

二つの柱を中心に議論したいということで、第一が、事務負担の軽減を図る観点。少し専門的になりますが、連結納税制度導入のときに大変な議論をしたのを私も覚えていますが、結果的には非常にある意味で綺麗というか、綺麗過ぎる制度になりました。連結グループを一つの納税単位にする仕組みになってきたわけです。既にこの場でも紹介がありましたが、ただ、そうした結果、子会社等の修正や更正があるときに、それが全体にフィードバックすることで大変な事務負担になる。それをどうするかということが一つ。すなわち、事務負担の軽減を図る観点からの簡素化が第一点。

先ほど国際競争力に資する制度ということも言いましたが、グループ経営の多様化に対する対応ということで、もちろん、事務負担があまり増えないことも大切ですが、連結納税と企業再編税制の平仄をどのように合わせるかということで、連結あるいは企業再編のときに、連結する企業間の時価評価、株式の評価はどうか、欠損金をどう持ち込むか。時価評価課税・欠損金の持込みの問題があって、連結納税と企業再編税制に関して、時価評価・欠損金の持込みの平仄を合わせることはできないか。全体的に言えば、7ページに、今、御説明したことをテーマに行っている。そして、引き続き具体的にグループ間の調整をどう行って、それを具体的な制度に持っていくという運びです。

少し根幹的なことを申し上げたので足早にやらせていただきますが、第二回、経団連の小畑本部長からの御説明がありました。なぜ連結納税を適用するのか。言うまでもないのですが、損益通算を有効に活用したい。グループ調整計算、つまり、研究開発税制の税額控除をグループ全体としてどのようにとっていくのかという点で有効だというような回答があった。その中で、今、言った二つが最も重要です。これはある程度予測されたことです。

次にデメリットということで10ページになりますが、これも今、御説明したとおり、連結納税にすると、連結法人の全部の所得を計算して、国際課税のconsolidated tax returnのような感じですが、それで行うことに伴う様々な事務負担。そのようなことが指摘されてきた。

12ページに行かせていただくと、国税庁からも連結法人の調査事務の概要の御報告をいただいて、全部の流れを私はフォローしかねますが、右側を御覧いただくと、連

結法人の場合の調整、必要な日数が大変なものだということの御指摘をいただきました。

これから先は先ほど言った二つの問題。つまり、連結一本で行くのか、一本に伴うことの事務負担の軽減ということで、現行制度の課題。繰り返しになります。全国にある子会社分の税務情報をグループ内で集約し、一体としてまとめて申告する。ところが、真ん中にあるように、後発的に修正更正事由が生じたときに、これが全体にフィードバックするので大変だということで、検討の方向でキーワードの一つは、個別申告方式を採用できないか。これがキーワードになるわけです。

次にイメージですが、14ページです。親会社、子会社b、cとあって、それを横の所得一本ではなくて縦のそれぞれの法人の個別申告に移してきたい。それに伴って、損益通算を含む所得調整、グループ調整、税額のグループ調整をどうするか。大体そんなところが私の理解する限り論点になってきた。

16ページが中小企業で梶川会長の御報告でしたが、なぜ連結か。これは基本的に先ほどと同じ損益通算のベネフィット。あと親会社の連結開始前の欠損金を子会社でシェアするという事です。

デメリットは、繰り返す必要もないと思いますが、事務負担等です。

見直し等ですが、もう御説明したので繰り返しは避けますが、18ページの下二つ、親法人の取扱い、公正・公平な税負担の観点というところで、要するに連結納税を個別申告に移行させることに伴う新しい問題をきっちり判断して対処しましょう。上の方が企業再編税制の先ほど申し上げた連結納税と企業再編税制の平仄を合わせるという課題だということです。

次に、事務負担の軽減を図る観点から、具体的に取り上げるものとしてグループ間の所得の調整、税額調整をどうするかという議論を進めていきたいということで、20ページを開いていただけますか。メンバーは、お名前を申し上げますが、税調からはこのような皆さんに御参加いただいて、外部からは小田嶋税理士、太陽有限責任監査法人の梶川会長、慶應大学の佐藤教授、日立の濱田部長、早稲田大学の渡辺教授。この皆さんの専門的な御意見が非常に参考になっているということを申し添えたいと思います。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

それでは、今の田近委員の御報告ですが、委員の皆様から御意見とか御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

#### ○佐藤委員

御説明ありがとうございます。

これからの検討課題になるのだと思うのですが、14ページであるとおおり、仮に個別



申告方式にするとしたら合算された所得、課税所得を何らかの形で分割することになると思うのですが、これはCCCTBみたいなイメージで配分基準を何か設けるという考えなのか。例えば法人事業税の分割基準などもそうですが、そういう何らかの分割基準を考えられるのか、あるいは最大のポイントはおそらく損益、繰越欠損金のところだと思うのですが、繰越欠損金のグループ内での配分ルールを考えられるのか。同じことが研究開発税制も言えると思うのですが、そういう個別ごとに配分ルールを考えるのか、合算された課税所得に対して何らかの配分ルールを考えるのか、見通しがあるのかどうかということ。

もう一つは、もし個別申告方式で行くのだったら、同じことは地方税でできませんか。今、地方法人二税は単体課税ではないですか。なので、連結納税になっていなかったと思うのですが、では、同じ平仄を合わせるのであれば、この個別申告方式と同じルールで地方法人二税もできると考えていいのかどうかということです。

#### ○田近委員

簡単に。

ある意味、コミュニケーターとしてお話しすれば、要するに、14ページにあります。ここで所得調整の上に「グループ要素を反映したもので、他の法人の数値を利用するもの」とありますが、佐藤委員のおっしゃった全体が移転価格で言えば、これが consolidated income になりますね。それを各法人にどうアロケーションするか。これが個別計算。そして、損益通算というか、損をどうやって配分するか。これをそのままやれば今の状態になるわけで、それをどう個別の企業に割り振っていくかということを含めていきたい。基本的なアイデアとしては個別申告に近づけつつ、連結の重要性を加味したいということだと思います。

あと吉沢課長に足りないところを補足していただきます。

#### ○中里会長

よろしくお願いします。

#### ○吉沢主税局税制第三課長

基本的には、今、田近委員がおっしゃったとおりだと考えております。今回、個別申告方式としますと、基本的には個別に所得も計算していくということなのですが、計算の中でどこまでグループの要素を反映させたものを残していくのかなど、そういった具体論を今後、検討していきたいということになっていると理解しております。

#### ○中里会長

総務省はいかがですか。

#### ○田辺自治税務局都道府県税課長

地方税については、地域における法人の事業活動と地方団体が提供する行政サービスの受益と負担の関係に着目して課税しております。したがって、法人の選択や意思で地域外の法人の欠損金との損益通算によって、地域内の法人の税負担が変動する連

結納税制度は、地方税になじまないものとして、過去の政府税調の答申においても、地域における受益と負担との関係に配慮すると整理されています。

したがって、今回の政府税調での議論の趣旨は、現行の連結納税制度について基本的な枠組みを維持しながら事務負担の軽減の観点から簡素化を図るものと認識しておりますので、今回、総務省としても、現行の基本的な地方税の枠組みが維持されることを前提として、地方税においても何らかの事務の負担の軽減を図れるよう、国税当局とも連携してまいりたいと考えています。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

これは完全支配関係にある企業グループ内における損益通算を可能とするという基本的な枠組みは維持しつつ、制度の簡素化や中立性・公平性の観点から検討を行うということです。執行の簡素化というところが重要なところで、計算の仕方を完全に変えるなど、そういうものとは次元が異なるというのか、違うところがある。法律家としてはいろいろあるのですが、そんなところではないかと思います。

ほかに何かございますか。

では、土居委員、どうぞ。

#### ○土居委員

今の個別申告方式に関連するところで言うと、確かに我が国特有の事情で、我が国特有の制度を考えるということもいいのですが、グローバル化している経済ですから、諸外国での連結納税制度で同様の類似の仕組みを使っているということであれば、その諸外国の仕組みに倣うことも考えられると思うのですが、その点、何か今のところ、念頭に置かれているようなことがあればお聞かせいただきたいと思います。

#### ○中里会長

吉沢課長、何かございましたら。

#### ○吉沢主税局税制第三課長

専門家会合の中では、諸外国の主要先進国の制度といったものも御紹介しながら議論をしております。基本的には制度が導入されたときには、主にアメリカの制度を参照してこの制度を導入したところですが、その後、実態を見てみますと、アメリカと日本で違うようなところがあるのではないかとということで、その他の国、例えばドイツやイギリスなどでは個別申告を軸にしたような制度もあるということで、そういったことを参照しながら、また今後、議論を深めていきたいと考えております。

#### ○中里会長

連結納税制度を入れたとき、田近委員など御存知と思いますが、アメリカの制度、イギリスやドイツの制度、いろいろと見ながら、どれにしようかということを経験した上でアメリカの制度の方向で議論を行って、それだとややリジットになりすぎたので、基本的な制度は維持しつつ個別申告をとという方向を目指すということです。

ので、比較法的なことは十分に行っております。岡村委員と増井委員は、御二人がその大家ですから、何かございましたらお聞きいただければと思いますよろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。なかなか技術的でコメントの難しいところだと思うのですが、利用者に便利のように、手間暇を省いて連結の実を上げるというところから出てきている話ですので、お考えのことがいろいろございましたら、事務局なり委員同士でお話しいただいてもよろしいかと思いますが、そのようにしていただくと、多少複雑なところがあるのですが、それはどうにでもなる話ですから、よろしくお願いいたします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。田近委員、ありがとうございます。

それでは、最後の議題である納税実務に入りたいと思います。

最初に、内閣官房のIT総合戦略室の浅岡企画官から御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ○浅岡内閣官房情報通信技術総合戦略室企画官

内閣官房IT総合戦略室の浅岡でございます。

本日は、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速ですが、本日、私どもIT総合戦略室を中心に、現在、財務省や総務省、厚労省といった関係府省で検討を進めている、企業が行う従業員の社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化、クラウド等を活用した企業保有情報の新しい提出方法、政府内では、いわゆる社保税ワンストップと言ったりもしておりますが、こういった施策について御説明をさせていただきます。

スライドの1ページ、はじめに、この政策の背景あるいは現状といったところについて御説明をさせていただきます。

昨年の6月に閣議決定された未来投資戦略、この中で行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させる原則の下、様々なライフイベントや事業活動をめぐる行政手続等において、国民や企業が直面する時間、手間やコストを大幅に削減、軽減する旨を基本的な考え方として政府として掲げております。

また、同じく昨年6月の閣議決定されたIT戦略、世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用基本推進計画というものがございますが、この中でもデジタル技術を徹底的に活用した行政サービス改革の断行が掲げられています。本施策についても企業が行う従業員の社会保険・税手続きのワンストップサービスに取り組むことということで、こういった昨年6月の閣議決定の中で方針が定められているものです。

そもそもオンライン申請等に対応していない手続きが存在するというようなところもございます。こういったこともきちっと全手続きオンライン化を政府として目指していきますし、企業が従業員に対する社会保険・税手続きは、国税であればe-Tax、地方税関係だとeTAX、そして、社会保険の関係だとe-Govという形で、それぞれ電子申

請の窓口がばらばらにございます。申請する企業あるいはそれに対応するソフトウェアベンダーは、それぞれの窓口に対応したシステムを整備しなければいけない、あるいはソフトをダウンロードしなければいけないということで、そういったところが負担にもなっているという声もいただいています。

また同じタイミングで従業員の方を雇った、従業員が退職したといったときに、税務署や地方の税務部局、社会保険事務所、年金事務所、ハローワーク、そういったところに同じタイミングで同じ情報を複数回提出するということが非常に手間である。あるいは電子申請に当たってもデータというよりも、単に紙の書式をそのまま電子送信しているだけということもございます。

また、今、多くの事業者が、既に従業員の社会保険や税の手続きに必要なデータは、パソコンあるいはクラウド上で管理をしている時代です。紙のノートで管理しているようなところはほとんどございません。一方で、データとして企業が持っているものを依然として行政側が引き続き旧態依然とアナログ行政を続けているがために紙で出力を企業側はして、またそれを行政側でさらに打込みをして電子化をするといった官民双方での二重の無駄が発生しているのではないかという問題意識がございます。これをまずはフェーズ1として、一つの窓口から複数手続きをワンクリックでオンライン・ワンストップ化する。

次にフェーズ2ということで、企業が業務上のデータをクラウド上で、今でも税理士や社労士の先生方あるいは取引先の金融機関などとそのデータの共有をクラウドの中でやるような仕組みが実際、民間の間では始まっております。こういった仕組みを行政機関も利用させていただいて、行政機関に対する申請あるいは行政機関から企業に対する処分通知などについても、官民で、クラウド上でデータ共有する新しいやり方ができないかということで、検討をしています。それによって企業の負担軽減、生産性向上はもとより、社会全体でデータの共同利用を進めることでデータの重複管理などの社会全体でのコスト削減を目指していこうというものです。

2 ページのフェーズ1ということで、イメージは右下の図になりますが、今、企業はそれぞれ年金事務所、医療保険者、ハローワーク、税務署、地方公共団体、税務部局に対して提出している申請書について、ライフイベントごとに行うもの、今まではばらばらだったものをマイナポータルで、マイナポータルというと個人がマイナンバーカードを使ってアカウントを作らなければ利用できないものというイメージを皆さんお持ちですが、ここで言うマイナポータルは、マイナンバーカードを使ったアカウントがなくても利用できるような形で、APIを単に提供するだけという意味でのマイナポータルですが、そちらで政府共通のAPIを用意して、事業者やソフトウェアベンダーはマイナポータルのAPIに対応さえすれば複数手続きを一括送信できるような仕組みを提供したいと考えています。一旦送信されたデータもマイナポータルで受けて、それぞれの行政機関に振り分けるということを想定しています。

その際、電子申請の際、マイナポータル側で税理士や社労士の電子証明書、こういったことにも対応していきたいと思えますし、さらには、現在、経済産業省が法人認証基盤という法人向けのID・パスワードの基盤を整備しております。そういったものも手続きによっては利用できるようにシステムの対応をしてまいりたいと考えております。

3 ページにフェーズ2の実現イメージということで、この仕組み、まず先ほど申し上げましたが、多くの企業が今、クラウドサービスに移行をしてきています。昔は会計ソフトというとパソコンの中にダウンロードして、その中で使うというイメージでしたが、今、ダウンロード型のソフトから事業者自体もクラウド型のソフトにどんどん切り換えをしています。また、パソコンだけではなくて、スマートフォンで完結するような中小零細企業向けというか、個人事業主向けのサービスを提供しているような事業者も出てきております。

私がIT室で様々な事業者とコミュニケーションもこの施策を推進するに当たって行っているのですが、ある大手のクラウドでそういったソフトウェアサービスを提供している会社、今、どれぐらいの各企業や事業者が集まった社会保険や税手続きに関するマイナンバー付きの従業員あるいは顧客の情報をお持ちですかという質問をしたところ、一番大手のところは1,000万人を超えるマイナンバーをそのクラウドに集めていますという事業者もございました。また、別の事業者でも、600～700万人分のマイナンバーを持っていますという事業者もございました。

そういった社会保険や税手続きに係る事業者側の環境の変化をうまく利用して、新しい仕組みとして作っていけないかというのがフェーズ2でして、まずはクラウドを使った仕組みを利用する際に、申請する事業者側から事前にクラウドを使って申請をしたいであるなど、処分通知を受け取りたいということ各役所ごとに申請・届出をしてもらって、各役所側が事前にクラウドでのやりとりを承認するということが必要だと考えています。

その際、当然、行政機関側からも、様々なクラウドでやりとりをするに当たっての要件みたいなものも定めていく必要があると思えますし、クラウドに関してセキュリティーの観点や個人情報の保護の観点など、様々な要件をかけていくことも必要になってくると思えます。これらの点につきましては、今、まさに国会にIT室の方からデジタル行政推進法という法律を提出させていただいておりますが、その中で情報システム整備計画を定めることになっております。あるいは現行、オンライン化法の主務省令、こういったものの中で規定していくということを考えております。それぞれの行政機関が定めた要件を満たしていれば、そのクラウドのやりとりを承認していくプロセスを考えております。

承認を受けた企業の方では、クラウドに格納された申請データへのアクセス権を行政機関に付与した上で、クラウドにデータを記録すれば行政機関に提出した、データ

がクラウドに記録された時点で、その旨を行政機関に通知するような仕組みも整備していただくことを考えております。アクセス権を設定するという事なので、クラウドの中の情報が何でも見られるということではなくて、今、行政機関に提出していただいている書類にあるデータのみ、行政機関はアクセスをして閲覧できる、あるいはダウンロードできる仕組みを想定しております。

この実現に当たりましては、従来、行政機関側で手元にあったデータをクラウドに見に行かなければいけないようになりますので、単にシステム改修のみならず、行政機関の内部事務のBPRも必要になってくると考えております。当面、クラウドからデータを一括で送信してもらうということも想定しつつ、きちっとBPRをしながら、クラウドを活用したデータ共有の仕組みを実現していきたいと考えております。

さらには、今でも例えば企業と従業員の間では、給与の支払い情報などをこのクラウドの中で共有する仕組みなども整備されているところもございます。あるいは年末調整の書類の電子化をこれから進めていく中で、従業員が年末調整に必要な情報をそこに上げれば、企業の担当者がそれを見て年末調整の処理をするということも実際起きようになってきておりますので、例えばクラウドにあがっている情報を国税庁の申告書作成コーナーみたいなところに引っ張ってこられるようにして、確定申告をする場合にもそういったクラウド上のデータを使えるようにできないかということも併せて検討していきたいと考えております。

最後に4ページ、実現に向けたスケジュール感ですが、上の段がフェーズ1の従業員のライフイベントに伴うオンライン・ワンストップ化でございますが、2020年、来年の11月ごろを目途に、現時点で採用とか退職に伴う手続きということで、67手続きについてワンストップサービスが実現できるように準備をしてまいりたいと考えております。

クラウドを使った手続きですが、政府内では諸外国の例も参考に、クラウドサービスの安全性評価を別途、検討しているところですが、その評価方法についても、今年の夏頃には各種基準の素案をお示しした上で、年内にはクラウドの安全性評価制度を立ち上げる見込みになってございます。こういったところも横目に見ながら、今後、この社保税ワンストップのフェーズ2、クラウドを活用した新しい提出方法等についても関係省庁とさらに対象手続きや実現に向けた各種要件を詰めた上で、2021年度から順次実現していきたいと考えております。

なお、最後、簡単ではございましたが、今、申し上げたものの詳細につきましては、先般、4月18日に各府省CIO連絡会議決定ということで取りまとめをして公表しておりますので、御参考までに申し上げます。

以上です。

○中里会長

貴重な御報告、本当にありがとうございました。

鈴木副大臣から、せっかくいらしていますので、一言よろしく申し上げます。

#### ○鈴木財務副大臣

先生方、今日は大変お忙しい中を引き続き闊達な御議論をいただきまして、ありがとうございます。間もなく公務で退室する必要がありますので、一言だけ御挨拶させていただきます。

適正な課税をどのように適正に納付してもらおうかということで、この「適正」というところについて議論が分かれる中、長年様々な議論を積み重ねいただいているのが政府税調と承知をしています。

その中で、特に今日は連結納税の話も納税環境整備の話も、広い意味でのコストをどのように最小限にしていくのか。例えば連結納税であれば、国際的な様々な環境の変化あるいは企業の様々な構造の変化に伴って、制度的なコストをどのように最小限にするのか。さらには、これからの納税環境のことについて言えば、手続き的なコストをどのように最小限にしていくのか。まさにそうした中で、今、お話もありましたIT化の話も含めて、様々なことを踏まえての御議論をいただくということで承知をしております。

今、日本全体、様々な変化の速い時代ですので、是非それを少し先取りしたような御議論を本日はいただきまして、より良い税の制度あるいはそうした仕組みに向けての御議論をいただきますことを改めてお願いを申し上げて御挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

#### ○中里会長

副大臣、ありがとうございました。

それでは、浅岡企画官の御報告に続いて、全ての報告が終わってから御質問ということでよろしいですか。少しお待ちいただけますか。

それでは、財務省の主税局税制一課、大柳企画官と国税庁の長官官房情報技術室、菅室長にお話を頂戴します。よろしく申し上げます。

#### ○大柳主税局税制第一課企画官

税制一課の大柳です。資料22-4に沿いまして御説明をさせていただきます。

まず2ページの目次を御覧いただければと思います。今、政府全体の取組の話でしたが、ここからは税の話です。まず目次を御覧いただきますと、これまでの議論と平成31年度改正の状況、今後の取組の方向性とありますが、私から、これまでの議論の概要を説明し、31年度改正の状況を説明します。その後、国税庁から運用上の最近の対応状況を説明した上で、最後に、また財務省から今後の取組の方向ということでお話をさせていただきたいと思います。

納税実務につきましては、昨年、専門家会合が行われるなど活発に御議論がされてきたところですが、昨年11月の税調総会において中里会長より、「実務上のあり方も含めて中長期的に検討する課題も多く、引き続き議論が必要である」こと、それから、

「財務省、国税庁において制度的運用上の具体的な検討も進めてほしい」という御指摘をいただいたところです。こうしたことを踏まえて、まず、これまでの議論をおさらいから御説明させていただきたいと思います。3ページ以下です。

4ページを御覧ください。まず電子化（「税務手続の電子化に向けた制度的対応」）の方ですが、これは29年11月の中間報告で指摘をされたものです。一番上の箱を御覧いただきますと、電子化に向けてということですが、「納税者の利便を向上させつつ」、「ICTの活用を通じて全ての納税者が簡便・正確に申告等を行うことができる環境を整備する」こと、そして、「官民あわせたコストの削減、企業の生産性の向上を図ること」が目的とされております。

5ページですが、電子化と実体法、税制とのかかわりですが、一番下のボックスです。官民のデータによるやりとりが進むことにより、様々なデータを活用した精緻な制度設計が可能となり、かつ、そうした制度がしっかり運用できるという整理をいただいております。

6ページです。このページと次のページは、今、触れさせていただきました中間報告を踏まえた工程表と、その後の制度的な対応状況を示したものです。具体的な取組みの中身につきまして、この後、国税庁から運用上のものについて詳しい説明を行うこととしますので、ここでは省略しますが、6ページについて申し上げますと、左側が国税、財務省において2～3年のスパンで対応していくべきもの、それから右の欄は省庁横断的な取組みが必要なものという整理をしています。

7ページを御覧いただきますと、一応、一つ一つ、制度的な対応を図ってきているというところです。

9ページを御覧ください。これはもう一つの軸でございます「経済取引の多様化等に伴う納税環境の整備」についてですが、29年11月の中間報告におきましては、10ページを御覧ください、「デジタルエコノミーにおける取引を通じて稼得する者の所得の適切な把握について、我が国においてはいまだ黎明期にあるデジタルエコノミーの普及拡大の重要性に留意しつつ、関係者の事務負担、税制以外の制度の整備状況を踏まえ、諸外国の制度も参考に具体的な方策に関する検討を進める必要がある」という御指摘を受けていたところです。

それを踏まえて11ページです。昨年11月に、こうしたその後の総会での御議論なども踏まえ、岡村委員を座長とする納税環境整備に関する専門家会合が設けられ、さらなる御議論をいただいたところです。

簡単に申し上げますと（1）基本的な視点についてです。これは各委員の意見が概ね一致したのですが、自主的な適正申告を図るためには、納税者が自主的に適正申告を行うことができるよう、官民が協力してそういう環境を作ることが重要です。他方で、そうは言っても、中には意図的に適正な申告を行わない者もいます。したがって、特に高額・悪質な無申告者等については、税務当局が的確に情報を把握した上、



厳正な対応を行う必要があるといった視点が述べられているところです。

下の方、考えられる方策と留意点ということで各委員から出された意見を列挙したのですが、さらなる情報提供とその活用が必要であり、税務当局による必要な情報の取得等ということで、様々なものが指摘されているところです。

12ページです。こうした政府税調における議論も踏まえながら、平成31年度改正におきましては、ここに掲げております情報照会手続を導入したところです。

まず上のボックスのところですが、1、2とありますが、政府税調の御指摘にもございましたとおり、納税者が自主的に簡便・正確な申告を行うことができる環境を整備するというので、運用上、そういったものを整備しているところです。

もう一つは、高額・悪質な無申告者等の情報を税務当局が照会するための仕組みで、下の方に掲げております税務当局による情報照会の仕組みというものを設けさせていただいているところです。

これまでの議論と31年度改正における税制上の対応については、ひとまず以上です。

#### ○菅国税庁長官官房情報技術室長

続きまして、国税庁の菅でございます。

私からは資料番号22-5に基づきまして、税務手続きの電子化に向けました国税庁の取組み状況について、御説明します。

表紙の次、目次になっておりますので、その先の3ページを御覧ください。

こちらは昨年10月の本会合でお示しした資料に、その後、新たに対応することとなりました事項を赤字で追記したものです。本日は時間も限られておりますので、この追記部分の主要なポイントに限り御説明をさせていただきます。

まず、スマホ申告の実現についてですが、御覧の表の左にありますとおり、今年の確定申告から給与所得者の一部を対象としたスマホ専用画面の提供など、取組みを開始しているところです。今後もその対象者の拡大等を順次実施していくこととしております。

5ページを御覧ください。確定申告手続きの電子化についてですが、医療費の通知等、一定の控除関係書類のデータにつきましては、既に国税庁のホームページで提供しております申告書作成サービスの利用の際に取り込むことが可能となっております。ただ、この利用におきましては、医療保険者等控除関係書類の発行者から納税者に対して電子的に交付していただくことが前提となりますが、その普及促進が現状、課題となっております。

また、納税者の利便性を一層向上させるためには、マイナポータルとの連携が必要と考えておりますが、この点につきましては、後ほど御説明をします。

6ページを御覧ください。年末調整につきましてもマイナポータルを活用して簡便・正確に手続きが行えるよう、確定申告の際と同様、データを自動転記して申告書が作成できる機能を国税庁として開発してまいりたいと考えております。

9 ページを御覧ください。法人税の電子申告の普及促進に関するものですが、御覧のとおり、法人のe-Tax利用率は順調に上昇しております。電子申告が義務化された大法人の対応と併せて、中小法人につきましても平成31年度までにそのe-Tax利用率を85%に引き上げるということで、国税庁として引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

12ページですが、その下段の方ですが、納付のキャッシュレス化につきましては、これまでも納付手段の利便性の向上を図ってきておりますが、政府方針も踏まえて、2025年度までにキャッシュレス納付比率四割程度を目指すこととしております。

続く13ページは先ほど触れさせていただきましたマイナポータルを活用した電子申告の将来的なイメージについてです。まず右側は控除関係書類の発行者で日本年金機構、以下並べておりますが、こうした保険者等からの医療費通知など自治体からの寄附金受領証明書のデータが納税者のマイナポータルに電子的に提供されますと、納税者はこれらのデータを一括で入手し、それを国税庁が提供するサービス等において自動転記することにより、簡便・正確に申告書の作成など提出ができるというイメージをお示ししたものです。

また、この図の左側は先ほど内閣官房の浅岡企画官から御説明があった部分ですが、現在は企業等から税務当局に提出いただいております源泉徴収票や報酬の支払調書に係る情報をクラウドに保管していただきます。そして、税務当局は、その情報を必要なときに参照するという仕組みです。さらに、その仕組みの構築を前提にして、そのクラウド上のデータを活用して申告書に自動転記されるということをお示ししたものです。

14ページですが、こちらは国税庁が一昨年6月に公表しております税務行政の将来像をまとめた資料です。この将来像は10年先の税務行政のイメージを示したものです。下のオレンジの欄にありますとおり、スマート税務行政を目指すということで、ICTの活用による納税者利便の向上と課税・徴収の効率化・高度化の実現、これを二本柱としております。その取組みの中で、右側に重点課題として記載しておりますが、国際的租税回避への対応などを行っていく姿をお示ししたものです。

以下、19ページまでは、今、御説明した将来像を踏まえてコンプライアンスの自主的な向上を促す取組みなど国際的租税回避に対する取組みについての資料ですが、多くはこれまで総会でお示ししたものですので、今回、説明は省略させていただきます。

20ページに進んでいただければと思います。国税庁におけます今後の取組みの方向性についてですが、御覧のとおり、納税者の自発的な納税事務の履行を適切かつ円滑に実現するための今後の取組みの方向性として、一つ目はICTを積極的に活用した納税者利便の向上。二つ目は、納税者に対して自発的な適正申告を促すための環境づくり。そして、三つ目として、これらと並行して重点課題や新たな経済取引に対して情報の充実等の取組みを通じて、適正・公平な課税・徴収の実現を図るという内容です。

今、御説明したような税務行政の将来的な方向性について、国際的にも御議論されておりますので、その点を御紹介させていただきます。21ページを御覧ください。

こちらはOECDが2017年に取りまとめました「変化する納税コンプライアンス環境と税務調査の役割」という報告書の概要です。この報告書では、最近の技術革新を含みます経済社会情勢の変化を踏まえて、税務当局の果たすべき役割の変化について取りまとめておりまして、その中では税務当局として、どのように納税コンプライアンスを高めていくかという点について、具体的な対応の方向が示されているものです。

上段の枠囲みの二つ目に記載させていただいておりますが、税務行政の役割について、従来、税務調査による事後的な非違の是正に主眼が置かれていたが、近年、各国税務当局は多様なデータや先進的な技術の活用あるいは納税者との協力的な関係を通じて非違の発生を未然に防止しつつ、税務調査はより必要性の高い分野に重点化するといった取組みを実施しているという指摘がなされております。

右下のオレンジの囲みの部分も御覧いただきますと、例えば各種データを活用した取引時の自動的な記帳や記入済み申告などにより、そもそも申告誤りや不正な申告が起こりにくい仕組みを作っていけば、納税者と税務当局双方の負担が軽減されるとともに、納税者は予測可能性も確保される、あるいは納税者からの当局への信頼も向上するという視点が示されておりまして、そういった視点から、取引など申告の段階、いわば早期の段階における対応の重要性や利点が示されているものです。

22ページですが、上段は同じ事後的な対応、すなわち、税務調査の中でもめりはりをつけることが大事ということが書かれております。具体的には、比較的簡易な申告誤り等についてはデータのマッチング等により、自動的に対象を特定し、比較的簡易な対応を通じて牽制効果を高める。一方では、高額・悪質な事案については、実地で行う総合的な調査を活用し、厳正な対応を行うということです。

以下、OECDの報告書におきましては、各国税当局におけます先進的な取組みの例が紹介されています。こちら時間も関係で詳しい説明は省略させていただきますが、例えばVAT申告書を自動的で作成できる電子インボイス発行システム、データマッチングによる自動的な非違の検知、あるいはそういったデータを活用した調査選定の高度化、こういったことが取り上げられています。

もちろん、こうした取組みにつきましても、各国の置かれた状況や法制度も異なりますので、そのまま我が国に導入することが難しいものも存在しますが、国税庁としては、こうした先進的な取組みも参考にしながら、先ほど申し上げたような方向性をもって今後の取組みを強化していく必要があると考えている次第です。

#### ○大柳主税局税制第一課企画官

また主税局ですが、総22-4の14ページにお戻りいただきたいと思っております。

以上、これまでの税調における議論など政府全体の取組、国税庁の取組、国際的な議論の状況を御紹介してきましたが、こうした点を総合的に勘案し、14ページの上段

にございますICT化、多様化、国際化という環境変化の中で、今後の納税環境整備についてどのように対応していくかということが今後の課題であろうと考えております。

今後、具体的な措置についてさらに突っ込んだ検討をしていく必要があると思いますが、今日は今後、そうした検討を行うに先立ち、具体的な対応策ではなく、どのような方向性を目指していくべきかということについての基本的考え方をここで改めて確認させていただいた上で、具体的な制度設計を行う際の視点などもあわせて提示させていただきたいと考えております。

一つ目は、まず14ページに書かせていただいております基本的方向性として、これは今後、制度上、運用上の具体的な措置を検討していくに当たっての最も基礎となる考え方と申しますか、ビジョンのようなものをイメージしたものです。

まず一般論です。下の箱のボックス一つ目の○ですが、今後の納税環境整備を行うに当たっては、申告納税制度の下で経済社会や税制全体の変化に的確に対応し、納税者及び税務当局を含む社会全体のコストを最小限に抑えながら、納税者の自発的な納税事務の履行が適正かつ円滑に実現できるような措置を講じていくことがまず重要だということで、それを書かせていただいております。

具体的には、まず（１）先進的な技術を活用し、納税者の利便性の飛躍的な向上を図っていくこと、そして、（２）同時に取引や申告の段階から正確な手続きを行うような仕組みを構築することが重要だと考えられます。こうした方向を目指していけば、納税者の利便性も向上しながら、併せて誤った申告や不正な申告というのも減少することが期待されますので、税務当局の調査なども自ずと必要な場面に限定されていくと考えられます。

そこで、（３）ですが、税務当局による事後的な対応、つまり、税務調査等についても社会全体の変化や税制自体の変化などに応じ、特に必要性の高い分野に重点していく、こうしたことを制度上、運用上、後押ししていくことが基本的方向性ということで考えられないかというものです。

これらは基本的に近年、国税庁が取り組んできた方向でもあり、かつ、国際的な動向にも沿ったものと言えるのではないかと思います。今後の納税環境整備につきましては、ここで改めてこうした方向を確認した上で目指していくことが必要ではないかと考えております。

そして、15ページです。今、御説明したものが基本的方向性ですが、このページでは具体的な施策を今後検討、設計していくに当たっての視点、軸について、どういうものが考えられるかということで整理をさせていただいております。

まず「①納税者のコンプライアンスコストの極小化」です。多様なデータや先進的な技術の活用によって、普段の記帳や書類の保存、それから税の申告に至るまで、納税者の事務負担を極力抑制しつつ、円滑かつ正確に手続きを行える仕組みを構築すべきというものです。

次の「②納税者の予見可能性の向上」については、税務当局が事後的な調査で誤りを是正するというだけでなく、申告前の段階で適時に必要な情報を幅広く提供することにより、誤りの未然防止や納税者の負担を軽減しようというものです。

そうした誤りの未然防止や負担軽減を図る上でも、納税者自らが税務当局に対して必要な情報を開示していくような環境を作っていくことも重要であり、これが「③納税者による自主的な情報開示を促すための環境整備」という部分です。

最後に、先ほどの繰り返しになりますが、申告の誤りが減れば税務調査が必要な申告も減ると考えられますので、その結果、税務調査につき、おのずから重点化が図られることになりますが、それが④のところですが、ここでいう経済社会や税制自体の変化に応じ、特に必要性の高い分野というのは、例えば先ほどの環境変化のところにも書かせていただいている金の密輸や国際的な取引に対する課税も考えられますが、いずれにしても、悪質な事案も含めて深度ある厳正な対応が行えるようにしていくという視点であろうかと考えております。

16ページ以下は、これまでの税調での御議論で取り上げられた主要なものについて文章を抜粋してまとめているもので御確認いただきたいのですが、例えば今、国税庁から説明がありましたスマートフォンの電子申告の実現、電子申告の普及といったように、現時点である程度取組が進んでいるものもあれば、マイナポータルを活用した電子申告のスキームといったように、これから具体的な取組を進めていくものもございます。

また、最後の18ページにもあるような多国籍企業の活動に係る実態の的確な把握、いわゆるMDR、義務的開示制度の検討とその周辺環境のあり方といった課題についても今後検討を進めていく必要があるものと考えております。納税環境整備についてはいろいろ課題が残っておりますが、今、御説明した基本的方向性や今後の具体的な進め方などにつきまして、御意見をいただければありがたいと存じております。

長くなりましたが、国税関係の説明は以上です。

#### ○中里会長

大柳企画官と菅室長、ありがとうございました。

それでは、次に総務省自治税務局電子化推進室の平木室長、よろしく申し上げます。

#### ○平木自治税務局電子化推進室長

自治税務局の電子化推進室、平木です。よろしく申し上げます。

説明資料として、総務省からお出ししております資料総22-7を御覧ください。

3ページです。政府税制調査会から29年11月にいただいた中間報告の地方税に関する概要です。10月にもお出ししたのですが、三つほど視点をいただいています。一つが共通電子納税システム。もう一つが、電子申告等の関係。三つ目がマイナンバーの関係です。

4ページをお願いします。進捗状況です。これも以前お出ししたものをリバイスし

たものですが、31年度改正におきまして、マイナポータルを利用した法人設立届出等の提出に係る電子署名の省略といったものを措置しておりますので、リバイスをしているものです。

5 ページです。eLTAXについて御説明をさせていただきます。eLTAXは、地方税の電子申告、あとは国税連携のためのシステムです。全ての団体が加入していて、地方税の電子化の基盤です。これを担う主体として、全ての団体が共同して運営する組織として地方税共同機構がこの春から動いているところです。

図を御覧いただきますと、大きくあるのが法人の関係の電子申告及び給与特徴、年金特徴ですが、こちらにつきまして5年間の比較で申しますと、右下の表を御覧いただければと思いますが、それぞれ大幅に伸びているところです。現在、1,788の団体が参加していて、以前は地方団体、非常に多く、なかなか一つの方向を向いて取り組むことが難しかったわけですが、そういった一つの方向を向いて取り組む基盤ができていのではないかと考えています。

6 ページをお願いします。6 ページは、これまでどういった施策を講じてきたかを一覧にしたものです。左上のところを御覧いただければと思いますが、平成16年度から法人住民税、法人事業税、また、それを右の方に行っていただきますと、固定資産税の償却資産、こちらの申告を開始してから、平成22年度に全ての団体がeLTAXに接続し、取組みを進めてきた後、今年の10月から、一番右下ですが、地方税共通納税システムが導入されます。申告から納税まで一括で行うことができるので、さらなる利便性の向上を見込んでいっているところです。

7 ページをお願いします。地方税におけるスタンスです。四つほど書かせていただいています。その上にキャプションを書いています。納税者の皆様の利便性の向上と官民双方のコスト削減、地方団体で課税事務を効率化することにより、適正かつ公平な課税を実現というようなことを目指していくわけですが、四つほどスタンスを書かせていただいています。

一番左の上の方から御覧いただければと思いますが、eLTAX等を活用した全国統一的な対応の充実です。複数団体にわたって法人の方々は経済活動を行い、また、通勤される方もいらっしゃるということで、全国統一的な対応が極めて求められてきたわけです。

二つ目のポツ、三つ目のポツにあります。22年からeLTAXに全団体が加入して、今年の10月から統一的なシステムとして地方税共通納税システムを稼働させていく。また、自動車の関係の手続き、後ほど申し上げますが、こちらもほぼ全ての団体に近い団体が稼働をしていて、統一的な対応を今後も進めてまいりたいと考えています。

その右側を御覧いただければと思います。法人の申告・納税の事務負担を軽減・効率化するということです。

一つ目のポツ、重ねてになりますが、地方税共通納税システムにより、申告・納税

の事務が一括してオンライン化できますので、納税義務者あるいは特徴義務者としての法人、こちらの税務事務の負担は大幅に軽減されるのではないかと考えています。

また、三つ目のポツにありますように、償却資産についてもeLTAXにおきまして複数市町村への一括申告の拡大など納税者の皆様がエラーチェックを行いやすくなる機能など、そういったところをしっかりと行ってまいりたいと考えています。

左下ですが、ICTによる収納手段の多様化。個人向けの税目を念頭に置いています、コンビニ納税やクレジットカード納付、こちらは地方税では相当程度使われているわけですが、一番下の三つ目のポツですが、スマホなどタブレット端末、こういったものが非常に普及していますので、こういった機器を活用していくことが見込まれます。さらなる収納手段の多様化を推進していくというのが三つ目のスタンスです。

四つ目です。一番右下ですが、国税・地方税間の情報連携をさらに推進していくということです。

一つ目のポツ、二つ目のポツにつきましては、既に国税・地方団体間で情報連携をやらせていただいている措置ですが、こちらの利用率を上げていきたいということが一点。

一番下は、法人の負担軽減にもつながるものですが、共通の入力事務の重複排除など、そういった電子的提出の一元化であるとか、さらなる取組みにより負担軽減、情報連携を図っていくというのが四つ目の視点です。

8ページをお願いします。これも御覧いただいたことがありますので簡単にですが、地方税共通納税システムの導入です。概要のところを御覧いただければと思いますが、企業による納税は地方法人二税では大体430万件ほど、個人住民税は納税義務者数が4,000万人強いらっしゃいますが、年12回、支払いを行わなければいけない。事業所税につきまして申告件数12万件です。これらにつきまして電子申告、納税まで一括して行えるようにするということですので、相当程度景色が変わるのではないかと考えています。

9ページをお願いします。導入の主なメリットですが、納税者の欄を御覧いただければと思います。上から二つ目ですが、複数の地方団体に多数の納付をしなければいけないということが地方税の特色であったわけですが、合計金額をeLTAXの共通口座に一回送金すれば、全ての団体に振り分けることが可能となる。また、ダイレクト納付、これは金融機関の口座を登録していただいてeLTAX上で申告していただきますと、登録口座から自動的に電子納税ができるといったこともあり、納税者の皆様の負担軽減を図ってまいりたいと考えています。

10ページをお願いします。毛色が違う自動車の関係ですが、登録者のOSS、ワンストップサービスシステムの概要です。

真ん中辺りを御覧いただければと思いますが、窓口の手続き、車を購入されたり、あるいは継続検査などを行われる際は、陸運支局に行って車庫証明をもらったり、税

金を納めたり、様々な手続きを行わなければいけないということでしたが、ワンストップ化により相当程度の負担軽減を図るというもので、国交省を中心に行っているものです。

一番下のところを御覧いただきますと、導入地域につきまして47都道府県のうち、もう44まで来ていますので、できる限り早い段階で全ての団体で対応できるように取り組んでまいりたいと考えています。

11ページは法人の申告・納税の事務負担の軽減・効率化ですが、先ほど申し上げたとおり、共通入力事務の重複排除や大法人の電子申告の義務化に向けた取組みなど、そういったものを進めてまいりたいと考えています。

12ページをお願いします。ICTによる収納手段の多様化ですが、下の欄を御覧いただきますと、地方団体におきまして口座振替やコンビニ収納、少額の税金が多いということもございますが、相当程度進んでいるところです。また、キャッシュレスの観点で申し上げますと、クレジットカード納付は、平成18年度の改正で可能としたわけですが、この5年間で相当程度の伸びを示してまいりまして、スマホなどタブレット端末の活用を引き続き進めていく必要があると考えています。

13ページは先ほど申し上げた情報連携のそれぞれの項目ですので、後ほど御覧をいただければと思います。

また14ページ以降、先ほど国税庁から御説明がありましたが、税務手続きの電子化に向けた具体的な取組みにつき、10月以降、新たに取り組んだものにつきまして赤字で記していますので、こちらは共通した部分が多くございますので、後ほど御覧をいただければと思います。

#### ○中里会長

平木室長、ありがとうございます。

それでは、浅岡企画官、大柳企画官、菅室長、平木室長、この四人の方の御説明について、委員の皆様から御意見、御質問等があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、土居委員、どうぞ。

#### ○土居委員

御説明どうもありがとうございます。最近の進捗について御説明いただいて、大変よく分かりました。

基本的にこの方向で進めていただくということで、ぜひお願いしたいですが、さらに促進するための幾つかの論点を提起させていただきたいと思います。

最初に、順不同ではあるのですが、総22-3の2ページにイメージとして出されているフェーズ1です。フェーズ1は確かにこれを最初になし遂げることが大事だと思うのですが、先ほど来、財務省からe-Tax、総務省からeLTAXの御説明があって、この図はおそらくは所得税や個人住民税を念頭に置かれた図だと理解をしておりますが、



そうなりますと、総22-4で財務省の方から年末調整がオンラインで完結する仕組みを整えた、総務省が22-7の7ページでICTによる収納手段の多様化に対応したとおっしゃっておられるのですが、この資料22-3の2ページの内閣官房からの御説明のフェーズ1の実現イメージとそれぞれ財務省、総務省で取り組まれていることとの対応関係がどうなっているのか。

e-Tax、eLTAXで所得税や個人住民税について便宜を図っているということですが、こちらはそうではなくて、事業者がマイナポータルにダイレクトに情報を提供するような仕組みになっているということですが、その対応関係がどのようになっているのかということをお聞かせいただきたい。

同じ2ページの図ですが、実現イメージで従業員から事業者に対して必要な情報を通知すると書いてあるのですが、これから副業、兼業が進むなど、フリーランスの働き方が増えるなどということを見ると、必ずしも事業者に対して通知するのではなくて、マイナポータルは御自身で管理できるわけですから、従業員が事業者を経ないでマイナポータルにダイレクトに必要な情報を入力するという矢印ももう一本あってもいいのかと思うのですが、そこは私が想起すれば済む話なのか、それとも、それは排除しているということなのかをもし内閣官房の方でお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

あと二点ですが、国税庁の資料22-5の13ページ、将来のマイナポ申告のイメージを書いているわけですが、今日、冒頭の議題で海外調査の話をさせていただいたところで、特に今、現地で調べに行くところでのどのように調べるかということで悩ましい問題となっているのは、私的年金と公的年金を両方所得として受け取られている方に対応する税制の対応がどうなっているのか。

我が国でも、御承知のように、私的年金でも公的年金等控除が使える年金収入があるのですが、この13ページの図には生命保険会社のところから保険料控除証明書ということで書かれておりますが、むしろ、今の話との文脈で言えば、民間の保険会社から私的年金の支払い額が幾らかということもあわせて通知をしていただかないと公的年金と合算できなくて、その合算することが今は当然ながら確定申告で行わなければならないという話になっていますから、このイメージはまだ将来ですから、急いでやらなければいけないわけではないかもしれませんが、願わくば私的年金の支払いについてもこの仕組みの中に埋め込んでいただいて、マイナポータルAPIのところでは公的年金の受け取りと私的年金の受け取りが合算できるような形で仕組みを作っていただくことが重要なのかと思います。

最後に、確かに政府税調は税制のことを考えるということですが、今の議論からもお分かりいただけるように、社会保険料の情報もどのように税と連携しながら簡素化してコストを下げていくかが重要になってくる。政府税調は税のことだけですが、税だけ先行して進められてもいいですが、社会保険料の仕組みも遅れることなく平仄を

合わせて電子化に備えていただく。特に社会保険料の計算の中では、所得税制の所得や控除の定義を使うことがしばしばあるわけなので、その連携も極めて重要になってくる。二人三脚で税制、社会保険料の手続きの簡素化も進めていただきたいと思います。

#### ○中里会長

それでは、浅岡企画官にまずお話ししていただいて、それから補充を大柳企画官と菅室長にさせていただきます。お願いします。

#### ○浅岡内閣官房情報通信技術総合戦略室企画官

まず、今、お尋ねがございました社会保険と税のワンストップ化とe-TaxやeLTAXとの関係ですが、私どもはワンストップ化、67手続きということで来年の11月を目指していますが、これは企業が行う従業員の採用や退職など、ライフイベントに係るものということで、一括で行うものを行っていますが、例えば税だけ、単独で税の手続きだけ行う場合、それはe-Tax、eLTAXで行っていただければいいと思いますし、社会保険の手続きを単独でやる、今までもe-Govが使われてやられていた方がe-Govを使うことはできます。両方使えるという関係でございます。

ただ、普及していきますと、おそらく67手続きではなくて、システムとしてつながっておりますので、全部マイナポータルからやらせてもらえないかという声は既にいただいております。ですから、将来的には様々な手続きがマイナポータルからというような流れになっていくのか、なっていないのかというところです。とりあえず、共通的な手続きから行っていきますが、将来的には様々な手続きをマイナポータルからと考えております。

あとマイナポータルの個人用のアカウント、そこに様々なものを送ってもらえばいいのではないかと。企業ではなくて個人を介するやり方があるのではないかとということで、決して現時点で排除しているわけではございませんが、マイナンバーカード、現時点で13.1%の普及率で、これは今年度、来年度、一気に政府を挙げて普及をさせていこうというところですが、足元、そのような状況ですので、まず、できることから民間側で今、実際に動いているクラウドの仕組みなど、実際のソフトウェアのところから、早くできるところからやるということでやっていきますが、将来的にはマイナポを使うことも十分あり得ると思っております。

三点目、私的年金などとの連携ですが、この図には入っておりません。調整という意味では各省との間でセットされておりませんが、検討するに当たって民間から例えばiDeCoの手続き、今、これは紙でやっておりますので、口座を開設して始めるまで2～3カ月かかる。これをこの仕組みの中で、この矢印の先に企業年金連合会あるいは企業年金基金も入れてもらってやってもらえないかという声もいただいております。そういったところも今後の各調整の中で併せて考えていきたいと思っております。

最後の社会保険と税との連携ですが、当然、そういったところも視野で一体として

私どもとしては関係省庁とも協力しながら進めていきたいと思いを。

○中里会長

ありがとうございます。

補充は何かございますか。

○大柳主税局税制第一課企画官

特段ございません。

○中里会長

分かりました。

それでは、高田委員、お願いします。

○高田委員

どうもありがとうございます。

今、いろいろ各省庁からも御説明いただいたわけですが、私、今回の電子化の動きは国としても最重要なところだと思いますので、そういう意味でいきますと、ターゲットをいつ、こういったところまでというような大まかなものが示されたことが重要なのではないかと考えています。

各省ごとのというような、もしくは先ほど社会保障のところもありましたが、そうしたようなものも含めた対応ですと、マイナンバーの利用の促進が非常に重要ではないかと考えておきまして、特にマイナポータルのところを含めたところが非常に重要ですので、そういう意味から言いますと、マイナンバー、まだ先ほども御説明がありますように13%程度だということを考えますと、この辺のところを中心として、いかに一括で、ワンストップで対応できるような動きを国全体としての主導というのか、目標づけというのか、ターゲットづけというものが重要ではないかと思いを。

○中里会長

御意見ということでよろしいですか。

○高田委員

はい。

○中里会長

ありがとうございます。

それでは、神津特別委員、お願いします。

○神津（信）特別委員

本日の議論を聞いておきまして、マイナポータルを通じた申告の簡素化が具体的な方法で示され、将来にわたっての方向性も示されたということで、大変良い方向だと評価をさせていただきたいと思いを。

その上で、少し感想を申し上げたいと思いを。

納税者のコンプライアンスコストの極小化という話がありましたが、今年の確定申告では、税制改正を受けて保険料控除申告書と配偶者控除等申告書が分かれて、年末

調整に必要な書類が一枚多くなり、さらに今後は基礎控除申告書と所得金額調整控除申告書も追加される予定になっております。手続きの簡素化と制度的な要請とを両立させるのは大変難しいと思うわけですが、一般的に言えば、制度が複雑になれば、それに対応する事務負担も大きくなるのだらうと思います。マイナポータルを利用した年末調整手続きの電子化などが実現すれば解決するかもしれませんが、手続面の整備もさることながら、制度自体も極力、簡素にしていきたいと要望する次第です。

続いて、国税庁から将来のマイナポータルでの申告のイメージが示されておりますが、これも大変素晴らしい内容だと思います。その際、クラウドにアップするデータは申告に必要な情報を広くカバーする方向で検討していただきたいと思います。例えば、譲渡所得の取得費を計算する際に必要になる引継取得価額などもクラウドアップができたらと考えております。

最後に、国税庁から御報告がありましたOECDの報告書に関して、ラストのページに、取引・申告段階におけるコンプライアンスの実現の点で「外部専門家による監査」が重要とありましたが、これは日本で言うと税理士法33条の2の書面添付制度のようなことだろうと理解をしております。我々もこの制度をもう一つ力を入れて推進していく必要があると感じたところです。

#### ○中里会長

ありがとうございます。確かに書面添付と同じですね。

それでは、小幡特別委員、お願いします。

#### ○小幡特別委員

納税環境整備は、結局、法令どおりの申告をしようと思っている多くの納税者にとって、そのためのコストをできるだけ減らすという意味で、大変大事なことだと思います。従来、紙ベースでやっていて郵送で送付されたものを自分で転記をするなど、そういうコストがありましたし、その過程で様々な誤記とか紛失とかミス、誤りが、正しく申告しようと思っているのにどうしても起きる。それが納税者にとっては非常にストレスですし、税をきちんとおさめていこうという姿勢に対してマイナスに働くこととなります。

したがって、ぜひこれを進めていただきたいと思っているのですが、先ほど、マイナポ申告のところで、申告書への自動転記などがありますね。それが早く実現すると良いと思うのですが、結局、今の状態は例えば支払調書や源泉徴収票などが送られてきて、それを納税者が自分で書き込んでいる。ところが、税務当局もそういうものは企業等から来ていて、その手持ちのものと、納税者が自ら努力して書き込んだものを後でチェックをする、マッチングをすることになっていて、そうであれば、初めから税務当局が持っている情報をもらえれば、納税者にとってコストが減ることになります。

ですから、早く実現していただきたいのですが、マイナンバーの普及など、そうい

うことがどのくらい時間がかかるか。そちらが整って初めて実現するものであるのであれば、そこをぜひ急いでいただきたいと思います。

正しい申告をしようと思っている人のコストを減らす。それは税務の方でのコストも減ることになりますので、結果的に税務調査についても、もっと本当に調査しなければいけないところに注力できることになります。全体として好循環になるので、ぜひ納税環境整備を進めていただきたいと思っております。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

今のお話について、浅岡企画官、もし何かコメントがございましたら。

#### ○浅岡内閣官房情報通信技術総合戦略室企画官

マイナポ申告、これが実現できるように国税庁と協力してやっていきたいと思えます。今、御指摘の中で、役所の方にも源泉徴収票などが行っているから、そのデータをそのまま使えばいいのではないかと。これは提出期限が1月の末で確定申告、例えば還付申告だとその時期、実質的に始まっていたりするところがなかなか難しいということは、国税庁との話し合いの中でも話題が出ておりました。ですから、企業が従業員にクラウドの中で提供するようなことが実際起きていますので、そうすると、国税庁に提出する前に、従業員にはクラウドの中で渡しているものがありますから、それを使えるようなやり方をやれば、そこにも対応できるのではないかとということで、今、検討しております。

#### ○中里会長

ありがとうございます。

ほかに何か。皆さん、よろしいですね。ありがとうございました。

この納税実務については、近年の経済社会の変化等を踏まえた今後の納税環境整備を進めていく際の基本的な方向性や具体的な対応を検討するに当たっての視点について、御議論いただいたわけですが、本日いただいた御意見等を踏まえながら、今後、さらに検討を深めていきたいと考えております。

それでは、このあたりで本日の議事は終了したいと思います。

会議の内容につきましては、この後、記者会見で御紹介したいと思います。次回の総会につきましては、また改めて事務局から御案内します。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、ありがとうございました。